

参考（改正後全文）  
老発第0529001号  
平成18年5月29日

最終改正  
老発0327第5号  
平成31年3月27日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

#### 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について

標記の交付金の実施については、「地域介護・福祉空間整備交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）により行っているところであるが、今般、同通知の一部を改正し、別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととされ、平成31年4月1日から適用することとされたので通知する。

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

### 第1 目的

本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

### 第2 市町村交付金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する先進的事業支援特例交付金）

#### 1 先進的市町村事業整備計画

##### （1）先進的市町村事業整備計画の作成

市町村は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進的市町村事業整備計画」を作成することができる。

「先進的市町村事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 先進的市町村事業整備計画の名称
- イ 先進的市町村事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的市町村事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

##### （2）先進的市町村事業整備計画作成に当たっての留意点

先進的市町村事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

##### （3）先進的市町村事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的市町村事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

#### 2 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的市町村事業整備計画に係る分） 対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業
- ウ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業

### 3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、交付基準単価について、「2019年4月1日～2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日～」を適用するのかは、各高齢者施設等が実施する補助事業の目的物の全てを完成し、引き渡しを完了した日を基準日として判定する。

## 第3 都道府県交付金（都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する先進的事業支援特例交付金）

### 1 先進的都道府県事業整備計画

#### （1）先進的都道府県事業整備計画の作成

都道府県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進的都道府県事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 先進的都道府県事業整備計画の名称
- イ 先進的都道府県事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的都道府県事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

#### （2）先進的都道府県事業整備計画作成に当たっての留意点

先進的都道府県事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、地方厚生（支）局にその写しを送付するものとする。

#### （3）先進的都道府県事業整備計画の提出期限及び提出先

都道府県は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的都道府県事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

### 2 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的都道府県事業整備計画に係る分）

#### 対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

- イ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ウ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業

### 3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、都道府県ごとに先進的都道府県事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、交付基準単価について、「2019年4月1日～2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日～」を適用するのかは、各高齢者施設等が実施する補助事業の目的物の全てを完成し、引き渡しを完了した日を基準日として判定する。

別表 先進的事業整備計画に基づく事業（2019年4月1日～2019年9月30日）

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費				
				国	都道府県又は市町村 (事業主体)	事業者					
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業											
スプリンクラー設備（広域型施設等）											
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1m <sup>2</sup> あたり	都道府県	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方再生（※）、局長が必要と認めた額を算定するに必要な工事費又は工事請負料及び工事請負料のため直接必要な事業に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負料の2・6%に相当する額を限度額とする。）、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる費用等を含む。				
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1m <sup>2</sup> と2,385千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-					
300m <sup>2</sup> 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,059千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-					
500m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	319千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-					
(広域型施設等)											
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
イ 有料老人ホーム											
ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設											
スプリンクラー設備（地域密着型施設等）											
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1m <sup>2</sup> あたり	市町村	10/10	-	-					
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1m <sup>2</sup> と2,385千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-					
300m <sup>2</sup> 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,059千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-					
500m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	319千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-					
(地域密着型施設等)											
ア 小規模ケアハウス											
イ 都市型軽費老人ホーム											
ウ 小規模有料老人ホーム											
エ 小規模多機能型住宅介護事業所											
オ 看護小規模多機能型住宅介護事業所											
カ 生活支援ハウス等（※）											
※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。											
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業											
(地域密着型施設等)											
・地域密着型特別養護老人ホーム	15,120千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-					
・小規模ケアハウス			市町村	10/10	-	-					
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
(地域密着型施設等)											
・小規模介護老人ホーム	7,580千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額										
・認知症高齢者グループホーム											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・その他地域医療介護総合確保基盤管理運営要領の別記1－1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市町村長が必要と認めた施設											
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業											
(広域型施設等)											
・特別養護老人ホーム	9,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	-	-	1/2				
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
・介護老人保健施設											
・介護医療院											
・有料老人ホーム											
高齢者施設等の防災対策及び安全対策強化事業											
(広域型施設等)											
・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4					
・上記以外の老人短期入所施設			市町村	1/2	1/4	1/4					
・小規模ケアハウス											
・都市型軽費老人ホーム											
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
・小規模介護老人ホーム											
・小規模有料老人ホーム											
・地域密着型通所介護事業所											
・認知症高齢者居宅介護事業所											
・認知症高齢者居宅介護事業所											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）											
・住宅後見施設											
(地域密着型施設等)											
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4					
・上記以外の老人短期入所施設			市町村	1/2	1/4	1/4					
・小規模ケアハウス											
・都市型軽費老人ホーム											
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
・小規模介護老人ホーム											
・小規模有料老人ホーム											
・地域密着型通所介護事業所											
・認知症高齢者居宅介護事業所											
・認知症高齢者居宅介護事業所											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・看護小規模多機能型居宅介護事業所											
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所											
・夜間対応型訪問介護事業所											
・介護予防拠点											
・地域包括支援センター											
・生活支援ハウス											
・緊急ショルダーステイ											
・施設内介護施設											

※小規模とは定員29名以下のことをいう。

別表 先進的事業整備計画に基づく事業（2019年10月1日～）

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費				
				国	都道府県又は市町村 (事業主体)	事業者					
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業											
スプリンクラー設備（広域型施設等）											
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1m <sup>2</sup> あたり	都道府県	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方再生（※）、局長が必要と認めた額を算定するに必要な工事費又は工事請負料及び工事請負料（工事施工のため直接必要な事業に要する費用であって、旅費、消耗品費、印刷製本費及び設計監修料等をいい、その額は、工事費又は工事請負料の2・6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を算き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる取扱費等を含む。				
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1m <sup>2</sup> と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-					
300m <sup>2</sup> 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-					
500m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-					
(広域型施設等)											
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
イ 有料老人ホーム											
ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設											
スプリンクラー設備（地域密着型施設等）											
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1m <sup>2</sup> あたり	市町村	10/10	-	-					
1,000m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1m <sup>2</sup> と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-					
300m <sup>2</sup> 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-					
500m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-					
(地域密着型施設等)											
ア 小規模ケアハウス											
イ 都市型軽費老人ホーム											
ウ 小規模有料老人ホーム											
エ 小規模多機能型住宅介護事業所											
オ 看護小規模多機能型住宅介護事業所											
カ 生活支援ハウス等（※）											
※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。											
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業											
(地域密着型施設等)											
・地域密着型特別養護老人ホーム	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-					
・小規模ケアハウス			市町村	10/10	-	-					
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
(地域密着型施設等)											
・小規模介護老人ホーム	7,730千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額										
・認知症高齢者グループホーム											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・その他地域医療介護総合確保基盤管理運営要領の別記1－1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市町村長が必要と認めた施設											
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業											
(広域型施設等)											
・特別養護老人ホーム	9,180千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	-	-	1/2				
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
・介護老人保健施設											
・介護医療院											
・有料老人ホーム											
高齢者施設等の防災対策及び安全対策強化事業											
(広域型施設等)											
・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4					
・上記以外の老人短期入所施設			市町村	1/2	1/4	1/4					
・小規模ケアハウス											
・都市型軽費老人ホーム											
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
・小規模介護老人ホーム											
・小規模有料老人ホーム											
・地域密着型通所介護事業所											
・認知症高齢者居宅介護事業所											
・認知症高齢者居宅介護事業所											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・看護小規模多機能型居宅介護事業所											
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所											
・夜間対応型訪問介護事業所											
・介護予防施設											
・地域包括支援センター											
・生活支援ハウス											
・緊急ショルダースタイ											
・施設内介護施設											

※小規模とは定員29名以下のことをいう。

## 様式第1号

## 先進的事業整備計画書

別添1

計画名称			
都道府県名			

1. 先進的な事業を行うための基盤整備に関する目標

## ①既存小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備等整備事業

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の改築・改修年月日 (該当ある場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靭化地域計画への記載	総事業費	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	交付(予定)額	備考	(単位：千円)

## ②認知症グループホーム等防災改修等支援事業

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の改築・改修年月日 (該当ある場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靭化地域計画への記載	総事業費	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	交付(予定)額	備考	(単位：千円)

## ③高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の改築・改修年月日 (該当ある場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靭化地域計画への記載	総事業費	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	交付(予定)額	備考	(単位：千円)

## ④高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

施設の種類	施設の名称 及び 設置主体	開設年月日	定員数 (人)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靭化地域計画への記載	総事業費	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	交付(予定)額	備考	(単位：千円)

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先 (直通)		メール アドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	-------------	--